

令和3年12月24日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官
令和2年(ワ)第221号 不法行為に基づく損害賠償請求事件
口頭弁論終結日 令和3年12月24日

判 決

5 東京都新宿区四谷四丁目28番14 パレ・ウルー5階

ユニオン運動センター内

原 告 清水直子こと関口直子

同所

原 告 プレカリアートユニオン

10 同 代 表 者 関 口 直 子

上記両名訴訟代理人弁護士 山 口 貴 士

同訴訟復代理人弁護士 佐々木 大 介

被告(選定当事者) 宮 城 史 門

15 同訴訟代理人弁護士 玉 真 聰 志

東京都台東区台東一丁目7番8号 東京ネクタイ会館3階

選 定 者 D M U 総 合 研 究 所

同 代 表 者 宮 城 史 門

主 文

- 20 1 被告及び選定者は、原告清水直子こと関口直子に対し、連帶して、
11万円及びこれに対する令和元年8月9日から支払済みまで年3分の
割合による金員を支払え。
- 2 被告及び選定者は、原告プレカリアートユニオンに対し、連帶して、
55万円及びこれに対する令和2年9月21日から支払済みまで年3分
の割合による金員を支払え。
- 25 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、これを12分し、その1を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

5 第1 請求

1 被告及び選定者は、原告清水直子こと関口直子に対し、連帯して165万円及びこれに対する令和2年2月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告及び選定者は、原告プレカリアートユニオンに対し、連帯して660万円及びこれに対する令和2年2月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、労働組合である原告プレカリアートユニオン（以下「原告組合」という。）及びその組合員である原告清水直子こと関口直子（以下「原告清水」という。）が、同じく労働組合である選定者及びその組合員である被告（以下、併せて「被告ら」という。）に対し、選定者の公式ホームページ及び公式ツイッターアカウントを用いて行われた投稿が名誉毀損であるとして、不法行為を理由とする損害賠償請求権に基づき、連帯して慰謝料及びその1割に相当する弁護士費用相当額の損害賠償金（原告組合につき計660万円、原告清水につき計165万円）並びにこれに対する訴状送達日の翌日である令和2年2月11日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがないか、記録上顕著であるか又は後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

25 (1) 当事者等

ア 原告組合は労働組合であり、原告清水は原告組合の代表者である。ただ

し、被告は、原告組合を相手方として、原告清水を役員に選任することを内容とする総会決議の不存在等確認請求に係る訴えを東京地方裁判所に提起し、原告清水が原告組合の代表者であることを争っている（乙1の1～3）。

イ 選定者は労働組合であり、被告は選定者の代表者である。なお、被告は、平成30年2月頃、姓を「前田」から「宮城」に変更したが、選定者における活動上は「前田」を使用している（乙1の1）。

(2) 選定者の投稿

選定者は、別紙表現目録1ないし27記載の投稿日又は日時記載の日において、選定者の公式ホームページに同目録1, 2, 5, 6及び27記載の内容の各投稿を、公式ツイッターアカウントにおいて同目録3, 4及び7ないし25記載の内容の各投稿をそれぞれ行い、また、同目録26の投稿を不特定多数の者に対して送信した（争いなし。以下、これらの投稿を、同目録記載の番号を用いて「投稿1」、「投稿2」などといい、併せて「本件各投稿」という。）。

2 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の主要な争点は、(1)本件各投稿が原告らの社会的評価を低下させたか（争点(1)・名誉毀損）、(2)その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったか（争点(2)・公共性、目的の公益性）、(3)掲示事実が真実であるか又は真実と信ずるにつき相当な理由があるか（争点(3)・真実性又は真実相当性）、(4)被告が本件各投稿について責任を負うか（争点(4)・被告の責任）、(5)原告らが被告らの行為によって受けた損害の額（争点(5)・損害）であり、これらに関する当事者の主張は、次のとおりである。

(1) 争点(1)・名誉毀損

(原告らの主張)

ア 投稿1では、原告組合が反社会的勢力と提携した労働組合であり、原告

清水が原告組合の代表者でありながら、原告組合を反社会的勢力と提携させ、現金を無断で持ち出すという方法で80万円以上の資金を反社会的勢力に流出させてているという事実が掲示されており、原告らそれぞれの社会的評価を低下させる。

イ 投稿2では、原告組合が反社会的勢力と深い関係にある労働組合であり、西新宿駅近くに所在する東洋ビルの501号室（以下「本件会場」という。）における原告組合の弁明手続に出席すれば拉致され又は殺害されかねないとの事実や、原告清水が原告組合の代表者でありながら、原告組合に反社会的勢力と深い関係を持たせており、原告組合の組合員が上記弁明手続に出席すればこれを機として拉致し又は殺害しかねない人物であるという事実が掲示されており、原告らそれぞれの社会的評価を低下させる。

ウ 投稿3では、原告組合が他者をエタ呼ばわりしており、アルバイトに賃金を支払わず、部落差別をするような労働組合であるという事実が掲示されており、原告組合の社会的評価を低下させる。

エ 投稿4では、原告組合が障害者差別をし、アルバイトに賃金を支払わず、他者をエタや部落呼ばわりしているという事実が掲示されており、原告組合の社会的評価を低下させる。

オ 投稿5では、原告組合が台湾の薬物系犯罪組織と関係のある反社会的勢力であり、対立する者に暴力を振るったり、鉄砲玉（刺客）を送って殺害したりしかねないような労働組合であるという事実が掲示されており、原告組合の社会的評価を低下させる。

カ 投稿6では、原告組合が従前と比べて面積が10分の1となる雑居ビルに移転しなくてはならないほど、倒産寸前までに財政状況が悪化しているという事実が掲示されており、原告組合の社会的評価を低下させる。

キ 投稿7、18、19、20、21、22及び23では、原告組合が台湾薬物マフィアと提携した労働組合であるという事実が掲示されており、原

告組合の社会的評価を低下させる。

ク 投稿8, 9, 10, 12, 16及び17では、原告組合が台湾薬物マフィアと提携しており、被告に対し暴力を振るうように第三者に指示するような労働組合であるという事実が掲示されており、原告組合の社会的評価を低下させる。

ケ 投稿11では、原告らが台湾薬物マフィアと提携しており、また、原告組合が組合活動を暴力で鎮圧するように指示するような労働組合であるという事実が掲示されており、原告らそれぞれの社会的評価を低下させる。

コ 投稿13では、原告組合は台湾薬物マフィアが背後にいるような労働組合であるという事実が掲示されており、原告組合の社会的評価を低下させる。

サ 投稿14では、原告組合が台湾薬物犯罪グループと提携しているような労働組合であるという事実が掲示されており、原告組合の社会的評価を低下させる。

シ 投稿15では、原告組合が台湾薬物マフィアと提携しており、対立者に対して暴力を振るうように指示するような労働組合であるという事実が掲示されており、原告組合の社会的評価を低下させる。

ス 投稿19では、原告組合が暴力団を使うような労働組合であるという事実が掲示されており、原告組合の社会的評価を低下させる。

セ 投稿24では、原告組合が台湾薬物マフィアと提携しており、組合員に対して暴力を振るうように第三者に指示するような労働組合であるという事実が掲示されており、原告組合の社会的評価を低下させる。

ソ 投稿25及び26では、原告組合が組合員に支払われた解決金の100%をピンハネするような労働組合であるという事実が掲示されており、原告組合の社会的評価を低下させる。

タ 投稿27では、原告組合がアルバイトとして雇用している者に対して、

「アルバイトは労働者ではない」、「生活保護を受給しているから残業代を払う必要はない」などと述べて、原告組合のアルバイト労働者や、生活保護を受給している労働者への賃金を支払っていない事実、原告組合が守秘義務条項があるにもかかわらず組合員に情報を提供した事実、原告組合が当事者に無断でその意思に反して和解協定を締結するような労働組合であるという事実、原告組合が暴力団に献金するような労働組合であり、原告組合に対する拠出金が暴力団の資金源になっているという事実が摘示されており、原告組合の社会的評価を低下させる。

(被告の主張)

いずれも争う。

以下のアないしナの理由によって原告らの社会的評価は低下しない。

ア 投稿1及び2は、選定者の調査によって判明した登記簿等で公に記録された誰でも知り得る事実又は既にニュース等で報道された一般的に知り得る事実を明らかにしたものである上、原告らに対する人格的攻撃等に至らない意見表明を行ったものにすぎない。

イ 投稿3及び4は、原告組合の役員が組合員に対して侮蔑的発言を行ったという当時発生した事実を内容とするものであり、虚偽の事実ではない。

ウ 投稿5は、選定者による調査結果や被告の体験を踏まえて、被告を襲った暴漢は原告組合が被告に対して放った刺客の可能性があるという人格的攻撃に至っていない意見表明を行ったものにすぎない。

エ 投稿6は、原告組合の移転先ビルの名称や家賃、同ビルの地図等を発表したにすぎず、インターネット等を通じて調査すれば判明する一般的に知られている事実である上、原告組合の財政状況等を「倒産への一方通行」、「都落ち」と評価したことは、人身攻撃等に至らない意見表明を行ったものにすぎない。

オ 投稿7は、原告組合と台湾薬物マフィアとの関係を指摘する内容の事実

を摘示するものではあるが、その具体的関係を基礎付ける事実は指摘されていないから、その投稿内容のみから、原告組合と反社会的勢力である台湾薬物マフィアの間に密接な関係があると捉えることは困難である。

カ 投稿8は、原告組合が査問に使用した本件会場は、台湾薬物マフィアが所有する可能性のあるビルであった旨の指摘をしたにすぎない。

キ 投稿9は、被告が暴行された後で暴行した男性が警察官に取り囲まれながら笑っている様子を指摘したにすぎないし、原告組合と台湾薬物マフィアの具体的な関係性を指摘したわけでもない。

ク 投稿10、14及び17は、原告組合の執行委員を自称する [] に對し、被告が原告組合と反社会的組織の関係を尋ねる質問を出したにすぎず、何らかの事実摘示や意見の表明を行ったものではない。

ケ 投稿11は、原告組合が非正規労働者の組合活動を暴力で鎮圧したとは読めないし、原告清水の本名ではなく「清水直子」という通称名を用いていることから、一般読者はこれが原告清水と同一人物であるとは理解することができない。

コ 投稿12は、一般読者からすれば、原告組合が使用した本件会場の所在するビルは、偶然台湾薬物マフィアが所有するビルであったと考える場合も想定され得る。

サ 投稿13は、その摘示事実の対象が原告組合ではなく、原告組合の上部団体である。

シ 投稿15は、原告組合と本件会場の所在するビルの所有者とされる台湾薬物犯罪グループの関係を基礎付ける具体的な事実を指摘したわけではなく、原告組合と反社会的勢力の具体的な関係性が基礎付けられる事実を摘示していない。

ス 投稿16は、本件会場の所在するビルの所有者が台湾薬物マフィアであるという事実の摘示にすぎず、取引の主体が明示されていない。

セ 投稿 18 は、原告組合と反社会的勢力の関係に関する具体的事実の記載がなく、一般読者は原告組合と反社会的勢力との間に関係があるとは読まない。

5 ソ 投稿 19 は、原告組合と暴力団の具体的関係に関する具体的事実の記載がなく、一般読者は原告組合と反社会的勢力との間に関係があるとは読まない。

タ 投稿 20 は、原告組合が反社会的勢力のビル（内の本件会場）に組合員を呼び出した事実を摘示しただけであり、原告組合と反社会的勢力の関係に関する具体的事実を摘示したものではない。

10 チ 投稿 21 は、選定者が原告組合の執行委員を自称する人物に対し、原告組合と反社会的組織の関係を尋ねる質問又は要望をしたにすぎないものであり、原告組合と反社会的組織の関係に関する具体的事実を摘示したものではない。

15 ツ 投稿 22 は、選定者の原告組合に対する質問又は要望であり、原告組合と反社会的勢力の関係に関する事実を具体的に摘示したものではない。

テ 投稿 23 は、原告組合と「経済ヤクザ」との間の関係性に関する具体的事実が記載されておらず、実質的には選定者の原告組合に対する問い合わせである。

ト 投稿 24 は、原告組合が反社会的勢力に類似する組織であるという被告の評価を示したにすぎず、原告組合と台湾薬物マフィアとの関係及びかかる関係を基礎付ける具体的事実は指摘されていない。

25 ナ 投稿 27 は、原告組合が雇用するアルバイトに給料等を支払わないなどと摘示するが、労働組合である原告組合は原則として人を雇用して給料等を支払う団体ではないから、一般読者が原告組合に対し、アルバイトを雇用して給料を支払うイメージを抱くことはないし、選定者が原告組合から情報提供を受けたことや情報公開に関する問合せ先を明示した部分のほ

かは、原告組合の和解交渉及び解決金の受領に対する人格的攻撃に至らない意見表明や法的評価が記載されているにすぎない。

(2) 争点(2)・公共性、目的の公益性

(被告の主張)

ア 投稿 1 及び 2 について、労働者保護を目的とする原告組合が反社会的勢力と深い関係にあることは、社会一般の関心事であるから、公共の利害に関する事実であり、かつ、その目的は公益を図ることにあった。

イ 投稿 3 及び 4 について、原告組合が組合員に対して侮辱的発言を行ったことは、労働者保護を内容とする労働組合の目的に反するものであるから、
10 公共の利害に関する事実であり、かつ、その目的は公益を図ることにあった。

ウ 投稿 5 について、被告が暴漢に襲われたという犯罪行為は、社会一般の
15 関心事であるから、公共の利害に関する事実であり、かつ、その目的は、原告組合の組合員に対する統制処分の適切性及び組合員保護という公益を図ることにあった。

エ 投稿 7 ないし 9 について、労働者保護を目的とする原告組合が労働者保護の目的に相反する組織である反社会的勢力と関係性を有することは、社会一般の関心事であるから、公共の利害に関する事実であり、かつ、その目的は、原告組合による人権侵害の回避や原告組合のガバナンス是正という公益を図ることにあった。

オ 投稿 11 及び 12 について、上記アないしエと同様に、掲示事実は、公共の利害に関する事実であり、かつ、その目的は公益を図ることにあった。

カ 投稿 24 について、労働者保護を目的とする原告組合がアルバイト組合員に対し、犯罪行為である暴行をし、労働者保護に反する行為をしたことは、社会一般の関心事であるから、公共の利害に関する事実であり、かつ、その目的は、労働者保護という公益を図ることにあった。

キ 投稿25及び26について、ピンハネが横領という犯罪行為であり、労働者保護を目的とする原告組合が組合員をないがしろにしていることは、社会一般の関心事であるから、公共の利害に関する事実であり、かつ、その目的は、原告組合のガバナンス是正や労働者保護という公益を図ることにあった。

ク 投稿27について、原告組合が、労働者保護の目的に反する行為や犯罪行為を行ったことは、社会一般の関心事であるから、公共の利害に関する事実であり、かつ、その目的は、原告組合のガバナンス是正、労働者保護又は原告組合の組合員保護という公益を図ることにあった。

(原告らの主張)

いずれも否認し、争う。

(3) 争点(3)・真実性又は真実相当性

(被告の主張)

ア 投稿1及び2について、連帶ユニオンは、平成29年頃、東京高等裁判所で係属していた損害賠償等請求控訴事件において反社会的な活動を行う集団であると認定されていたのであり、原告組合がこのような連帶ユニオンの傘下組織である連帶ユニオン近畿トラック支部に計10万円、同じく全日本建設運輸連帶労働組合に計70万円の資金を提供していることからすれば、原告組合が連帶ユニオンを介して反社会的組織とつながる可能性は否定できず、原告組合と反社会的勢力との関係が存することが真実であると信ずるにつき相当な理由がある。

イ 投稿3及び4について、原告組合の組合員であった[]が、同じく組合員であった名倉マミに対し、侮蔑的発言である「エタ」、「部落」と呼んだことは真実である。

ウ 投稿5について、上記アに加え、選定者が投稿1を投稿した直後に被告が襲われたこと、単独である被告ないし選定者に対し、多数の組合員を抱

える原告組合という団体としての強弱の関係性に鑑みると、原告組合が選定者に対し、口封じ又は脅しの目的で対抗措置を執ったと考えることはやむを得ない判断であり、真実であると信ずるにつき相当な理由がある。

5

エ 投稿7について、上記アに加え、本件会場の近隣で反社会的勢力による暴行傷害事件が発生したことからすれば、あえてそのような不穏な場所に女性組合員を呼び出した上で統制処分を下す原告組合と反社会的勢力との間に何らかの関係性が存すると推測することは自然であるから、真実であると信ずるにつき相当な理由がある。

10

オ 投稿8について、原告組合と反社会的勢力である連帶ユニオンとの間に関係が存すること、原告組合が治安の悪い地域に立地する雑居ビルを組合員への統制処分を行う場所（本件会場）として選んだこと、当該ビルの所有者は台湾薬物マフィアの可能性があることを踏まえると、原告組合が反社会的勢力に何らかの関係があることが真実であると信ずるにつき相当な理由がある。

15

カ 投稿9、11及び12について、上記エ及びオのとおり、真実であると信ずるにつき相当な理由がある。

20

キ 投稿24について、被告は、原告組合のアルバイトとして働いていた経験から原告組合の内部事情に精通しているだけでなく、相当の調査を重ねた結果として原告組合内で暴行事件が発生した事実を把握したことから、真実であると信ずることにつき相当な理由がある。

25

ク 投稿25について、原告組合の組合員であった████████（以下████████という。）が、原告組合を介して申し立てた不当労働行為に関する救済申立事件において、勤務先であった株式会社████████から支払われた解決金100万円を原告組合から交付されていないため、原告組合に無視された意向を達成するために選定者に移籍し、令和2年12月23日に同社及び原告組合を相手方として不当労働行為に関する救済を東京

都労働委員会に申し立てたことからすれば、真実であると信ずることにつき相当な理由がある。

ケ 投稿26について、選定者の代表者である被告が原告組合によってピンハネされた組合員と知己の関係にあり、当該組合員に対し必要十分な調査を行ったことで原告組合がピンハネした事実を把握したのであるから、真実であると信ずることにつき相当な理由がある。
5

コ 投稿27について、原告組合の元従業員であった被告が原告組合からアルバイト代が支払われないままにアルバイトを辞めさせられたこと、原告組合が■に無断で和解して得た解決金100万円を■に交付せずに受領したことに加え、選定者は、原告組合の行為が弁護士法違反である可能性が高いことを弁護士複数に確認し、原告組合が■に無断で和解交渉を行ったことについて本人である■に詳細な調査を行ったのであるから、真実であると信ずることにつき相当な理由がある。
10

(原告らの主張)

15 いずれも否認し、争う。

(4) 争点(4)・被告の責任

(原告らの主張)

本件各投稿は、選定者の唯一の代表者である被告が行ったものである上、仮にそうでないとしても、被告が本件各投稿について、ある種の問題意識を持ち、発意及び情報提供という形で関与しているのであるから、被告が物理的に投稿したか否かにかかわらず、被告は共同不法行為責任を負う。
20

(被告の主張)

いずれも否認し、争う。

投稿3, 4, 7ないし25について、選定者の組合員であれば誰でも選定者名義のツイッターアカウントを介してツイッター上に投稿することが可能であったため、その投稿者は不明である。
25

(5) 争点(5)・損害

(原告らの主張)

ア 原告清水の損害

慰謝料相当額の損害 150万円

弁護士費用相当損害金 15万円

イ 原告組合の損害

慰謝料相当額の損害 600万円

弁護士費用相当損害金 60万円

(被告の主張)

10 いずれも否認し、争う。

第3 争点に対する判断

1 争点(1)について

(1) 事実を摘示しての名誉毀損と意見あるいは論評による名誉毀損の区別については、問題となる表現が証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的に主張し、又は默示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は上記特定の事項についての事実を摘示するものと解するのが相当であり（最高裁平成6年（オ）第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照），上記のような証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や議論などは、意見ないし論評の表明に属するものというべきである（最高裁平成15年（受）第1793号、第1794号同16年7月15日第一小法廷判決・民集58巻5号1615頁参照）。

また、ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事について的一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものと解される（最高裁昭和29年（オ）第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照）。

(2) 投稿1の記載を検討すると、陳凱群が台湾の薬物犯罪グループの構成員である疑いがあるとした上で、「もちろん、この陳凱群と東洋ビル所有者の陳凱群が完全に同一人物であると保証することはできない」と同一性について留保する部分はあるものの、「ここまで来ると、到底偶然とは思えない。」、「プレカリアートユニオンからは元々、逮捕者を60人以上出した団体に、清水直子氏が現金を無断で引き出して持ち出すという方法で、80万円以上の資金が流出していることがわかつっていた。」、「プレカリアートユニオン・清水直子は反社会的勢力と取引するな！8・17東洋ビル抗議街宣」として、原告らが反社会的勢力との取引を行っている旨の表現をしており、その主張に係る事項は証拠等をもってその存否を決することが可能であることからすれば、原告らが台湾の薬物犯罪グループのような反社会的勢力と取引しており、原告清水が現金を無断で引き出して持ち出すという方法で80万円以上の資金を反社会的勢力に流出させているという事実を摘示するものと認められる。

そして、上記摘示事実は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告らが反社会的勢力と密接な関係を有するとの印象を与える上、台湾における薬物事犯やそれによる逮捕者の氏名等は誰でも知り得る事実ともいい難いから、原告らの社会的評価を低下させるものといえる。

(3) 投稿2の記載を検討すると、「プレカリアートユニオン・清水直子氏らは、女性組合員である名倉マミ氏に懲戒処分の理由を追加して同様の書面を送りつけてきた。その書面では、”尋問ビル”こと『東洋ビル』の501号室について、『貸会議室である東洋ビル501号室』との説明書きを付け加えてきた。」「こんな部屋、入ったら最後出てこれない。出てこれたとして、トランクが（原文ママ）ポリバケツにでも詰められて、隣の無人コインパーキングに置いてあるプレカリアートユニオンの街宣車に載せられて東京湾に向かうことになってもおかしくはない。」、「わざわざ『貸会議室である』

と偽った書面を送りつけてまで、呼び出したい『東洋ビル501号室』の正体は何か。一つだけ確かなのは、反社会的勢力さながらの、決して関わってはいけない部類の人種が介在する場所だということだけだ。」として、原告らが原告組合の組合員である女性を反社会的勢力に類した人物が介在する部屋（本件会場）に呼び出しており、本件会場に入れば殺害されて東京湾に捨てられる可能性もあることを黙示的に表現するものであり、その主張に係る事項は証拠等をもってその存否を決することが可能であるから、上記表現内容に相当する事実を摘示するものと認められる。

そして、上記摘示事実は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告らが反社会的勢力と密接な関係を有し、その組合員が殺害される可能性のある部屋に呼び出すような団体等であるとの印象を与える上、投稿1と同様に誰でも知り得る事実ともいい難いから、原告らの社会的評価を低下させるものといえる。

(4) 投稿3の記載を検討すると、「プレカリアートユニオンがやっている差別をまずは解決しましょうよ。最近は、私たちの仲間を、エッタとか部落とか誹謗中傷しているという話ですが本当ですか?」として、原告組合が差別的な用語を用いて選定者の仲間にに対する誹謗中傷を行っている旨の情報があることを表現するものであり、その主張に係る事項は証拠等をもってその存否を決することが可能であることからすれば、原告組合が、選定者の仲間にに対する差別を行っている可能性があるという事実を摘示するものと認められる。

そして、上記摘示事実は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告組合があからさまな差別を行っているような団体である印象を与え、原告組合の社会的な評価を低下させるものといえる。

(5) 投稿4の記載を検討すると、「#プレカリアートユニオン」、「抗議街宣続きを読む!!インターネットで、プレカリ元経営陣らしき人物の部落差別の書き込みも確認されています。」、「『エッタ』って何ですか！？」、「差別

の総合商社プレカリアートユニオンはアルバイトの賃金を払え！！」との記載とともに「連合傘下プレカリアートユニオンは障害者差別をやめろ」とのプラカードが写っている写真が添付されており、原告組合があからさまな差別をしていることやアルバイトの賃金を支払わないことを前提にしているところ、その主張に係る事項は証拠等をもってその存否を決することが可能であることからすれば、原告組合が障害者等に対する差別をし、また、アルバイトに賃金を支払っていないという事実を摘示するものと認められる。

そして、上記摘示事実は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告組合が差別を行い、正当な賃金を支払わない団体であるような印象を与えるものであり、ハッシュタグ（#）を用いて情報の拡散を容易にしていることも踏まえると、原告組合の社会的評価を低下させるものといえる。

- 10 (6) 投稿 5 の記載を検討すると、「プレカリアートユニオンは、当組合書記長の前田及び■氏、名倉氏を、陳凱群なる台湾の男性が所有するビルに尋問のため呼び出しました。しかし、登記簿と台湾メディアの記事を検証した結果、陳凱群と同姓同名の男が薬物犯罪グループの構成員として逮捕されていることが分かりました。」、「このことを、8月8日から9日朝にかけてツイッター・ブログ上で公表したところ、8月9日午後9時30分頃、職場からの帰途にあった大手町駅で書記長・前田に暴漢が突進しました。」、「この暴漢が、プレカリアートユニオンが放った鉄砲玉であってもおかしくない以上、当組合がアップロードした情報等が、前田が活動を継続できなくなつた後も、良心ある方によって適切に活動しうる状態を担保する必要があると考えたので、今回の発表に至りました。」、「私たちは、反社会的勢力や暴力に屈服することなく、労働者の尊厳を取り戻すためのフォーラムとしての労働運動に邁進します。」として、原告組合が被告や選定者の関係者を呼び出したビルの所有者が薬物犯罪グループの構成員と同姓同名の人物であることを選定者が公表したところ、その直後に被告が原告組合の指示を受けた可

能性がある暴漢に襲われたことを表現するものであり、その主張に係る事項は証拠等をもってその存否を決することが可能であることからすれば、原告組合が台湾の薬物系犯罪組織と関係がある可能性があり、選定者がその事実を公表した報復として、第三者に指示して被告に対する暴行等を加えさせた可能性があるという事実を摘示するものと認められる。

そして、上記摘示事実は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告組合が台湾の薬物系犯罪組織と関係がある可能性があり、自らに不都合な情報を公表する者に対して第三者を介して暴行等を行う可能性があるとの印象を与え、原告組合の社会的評価を低下させるものといえる。

(7) 投稿 6 の記載を検討すると、「当組合が使用者責任を追及し続けてきたブラックユニオン・プレカリアートユニオンが、とうとう、倒産への一方通行の坂道を真っ逆さまに転げ落ち始めたようだ。」、「プレカリアートユニオン涙の都落ち……家賃は5分の1、面積は10分の1程度に圧縮」として、原告組合が、家賃が安い場所に移転せざるを得ないほど財政状況が悪化し、倒産の可能性が高い状態にある旨を表現するものであり、その主張に係る事項は証拠等をもってその存否を決することが可能であることからすれば、上記表現内容に相当する事実を摘示するものと認められる。

そして、上記摘示事実は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告組合の財政状況が倒産の可能性が高いといえるほどに悪化しているという印象を与える上、原告組合の移転先やその広さ、家賃等は一般的に知られている情報とはいひ難いから、原告組合の社会的評価を低下させるものといえる。

(8) 投稿 7, 18, 19, 20, 21, 22 及び 23 の記載を検討すると、「【プレカリアートユニオン 台湾薬物マフィア所有と見られるビルに薬物マフィアの関与発覚も再び 女性組合員を呼び出し】」(投稿 7), 「その尋問ビル(南新大久保)の所有者として、台湾人の薬物マフィアが浮上。」,

「反社会的勢力とプレカリアートユニオン、そして、そのサプライチェーン。」（投稿 18）、「争議で負け何十人と脱退したら今度は暴力団か。」

(投稿 19) , 「反社会的勢力のビルに組合員を呼び出したプレカリアートユニオン」(投稿 20) , 「女性組合員を反社会的勢力と思われる者が所有するエレベーターのないビルに呼びつけ, 懲戒処分。執行委員職制の

5

■。プレカリアートユニオンと反社会的勢力の関係を書面で説明しなさい。」

(投稿21)、「エレベーターのないビルの5階に女性組合員を一人で呼び出し。登記を調べたら所有者は反社会的勢力。プレカリアートユニオンは、

19

反社会的勢力との関係を説明しなさい。」（投稿22）、「たくさんの疑惑。女性組合員をヤクザビルの最上階に呼び出して何をするつもりなのか。陳な

る経済ヤクザとプレカリアートユニオンの関係は。」（投稿 23）として、

原告組合が台湾薬物マフィアや暴力団のような反社会的勢力と関係を有すること等を表現するものであり、その主張に係る事項はいずれも証拠等をもつてその存否を決することが可能であることからすれば、原告組合が反社会的勢力と関係を有する労働組合であるという事実を摘示するものと認められる。

15

そして、上記摘示事実は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告組合が反社会的勢力と関係を有する労働組合であるという印象を与える、原告組合の社会的評価を低下させるものといえる。

(9) 投稿 8, 9, 10, 12, 16 及び 17 の記載を検討すると、「こちら書記長前田ですが、仕事帰りの乗換駅で、酔っぱらい風の男が突っ込んできま

20

した。」、「プレカリアートユニオン査問会場の正体不明の雑居ビルが台湾薬物マフィアと見られる男の所有と暴いたのは今日の朝。プレカリアートユニオンか、清水直子氏が現金を持ち出した某団体の差し金にしか思えない。」

(投稿 8)、「後ろで腕組んで笑ってるのが襲撃してきた男。」、「プレカリアートユニオンに残業代を請求すると、懲戒解雇に台湾薬物マフィア。」

25

(投稿 9)、「プレカリアートユニオン執行委員を名乗る」(東京都)

国分寺市)は、反社会的勢力との関係を今すぐ、具体的に説明しなさい。」

(投稿10)、「プレカリアートユニオンの懲戒処分・査問会場のビルが台湾の薬物マフィアの所有だったことを暴いたら、その翌日の仕事の帰路、酔っ払いを装った男が書記長・前田に突進頭突き。」(投稿12)、「階段の上方から。ものすごい勢いで。幸い少しだけ避けたので鼻や目は潰されずに済みましたが。出来過ぎている。南新大久保の東洋ビル(プレカリアートユニオン尋問会場)オーナーの台湾薬物マフィアと、どんな取引をしたんだ。」(投稿16)、「プレカリアートユニオンと反社会的勢力の関係を、今すぐ組合に説明しなさい。」(投稿17)として、選定者が、原告組合が査問会場又は尋問会場として使用した本件会場の所在するビルの所有者が薬物犯罪グループの構成員であることを指摘したところ、被告が原告らから指示を受けた可能性がある暴漢に襲われたこと等を表現するものであり、その主張に係る事項は証拠等をもってその存否を決することが可能であることからすれば、原告組合が台湾薬物マフィアのような反社会的勢力と関係があり、被告に対し暴力を振るうように第三者に指示するような労働組合であるという事実を摘示するものと認められる。

そして、上記摘示事実は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告組合が反社会的勢力との関係を有する暴力も辞さない団体であるとの印象を与え、原告組合の社会的評価を低下させるものといえる。

(10) 投稿11の記載を検討すると、「非正規労働者の組合活動は暴力で鎮圧。プレカリアートユニオン懲戒査問会場の東洋ビルの所有者、台湾の薬物マフィア『陳凱群』と清水直子はどんな取引をしたのか。」として、原告組合が暴力で非正規労働者の組合活動を鎮圧し、原告清水が台湾薬物マフィアと取引したことを表現するものであり、その主張に係る事項は証拠等をもってその存否を決することが可能であることからすれば、上記表現内容に相当する事実を摘示するものと認められる。

そして、上記摘示事実は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告らが反社会的勢力と関係を有するとの印象を与え、原告らの社会的評価を低下させるものといえる。

(11) 投稿 13 の記載を検討すると、「今、プレカリアートユニオン上部団体の全国ユニオンでは、#ウーバーイーツユニオンとして配達員を組織化しようと 5 しています。今日も組合員から取ったなけなしの経費を使い遊んでます。その背後には、台湾の薬物マフィアがいるのです。騙されないでくださいお願ひです。」との記載とともに、原告組合のツイッターアカウントにおける投稿（「今日の街宣ランチは豚丼！」などとするもの）及び投稿 16 の各写 10 しを添付しており、原告組合及びその上部団体と台湾薬物マフィアとの間に関係があること等を表現をするものであり、その主張に係る事項は証拠等をもってその存否を決することが可能であることからすれば、原告組合の上部団体は組合員から徴収した経費を使って遊んでいるほか、原告組合は台湾薬物マフィアが背後にいるような労働組合であるという事実が摘示されている 15 ものと認められる。

そして、上記摘示事実は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告組合が反社会的勢力と関係を有するとの印象を与え、原告組合の社会的評価を低下させるものといえる。

(12) 投稿 14 の記載を検討すると、「ツイッターの担当者であるプレカリアートユニオン執行委員の [REDACTED] (東京都国立市) は、プレカリアートユニオンと尋問ビル、反社会的勢力との関係について、組合に書面で説明しなさい。」として、原告組合が反社会的勢力と関係があることを表現するものであり、その主張に係る事項は証拠等をもってその存否を決することが可能であることからすれば、上記表現内容に相当する事実が摘示されているものと認められる。 20 25

そして、上記摘示事実は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とす

れば、原告組合が反社会的勢力と関係を有するとの印象を与え、原告組合の社会的評価を低下させるものといえる。

(13) 投稿 15 の記載を検討すると、「【プレカリアートユニオン 尋問ビル】組合員同士で意見交換すると、懲戒処分。引越社丸バクリのプレカリアートユニオンの査問会場は、なぜか新大久保の雑居ビル。オーナーは台湾の薬物犯罪グループの疑い。」との投稿を引用した上で、「そして顔を覗かせた反社会的勢力。関係を暴くと、翌日、謎の暴漢による襲撃事件。」として、原告組合が台湾の薬物犯罪グループのような反社会的勢力と関係を有すること等を表現するものであり、その主張に係る事項は証拠等をもってその存否を決することが可能であることからすれば、原告組合が反社会的勢力と関係があり、そのような関係を指摘したことが原因で被告が暴漢によって襲撃された可能性があるという事実が掲示されているものと認められる。

そして、上記掲示事実は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告組合が反社会的勢力と関係があり、その関係を指摘すると暴漢によって襲撃されるおそれがあるとの印象を与え、原告組合の社会的評価を低下させるものといえる。

(14) 投稿 19 の記載を検討すると、「争議で負け何十人と脱退したら今度は暴力団か。」として、原告組合が暴力団を使うような労働組合であることを表現するものであり、その主張に係る事項は証拠等をもってその存否を決することが可能であることからすれば、上記表現内容に相当する事実が掲示されているものと認められる。

そして、上記掲示事実は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告組合が反社会的勢力と関係を有するとの印象を与え、原告組合の社会的評価を低下させるものといえる。

(15) 投稿 24 の記載を検討すると、「アルバイトの組合員には恐るべき暴力。反社会的勢力まがいのプレカリアートユニオンに、厳しいご指導を。」とし

て、原告組合がアルバイトの組合員に対して暴力を振るっていることを表現するものであり、その主張に係る事項は証拠等をもってその存否を決することが可能であることからすれば、上記表現内容に相当する事実が掲示されているものと認められる。

5 そして、上記掲示事実は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告組合が組合員に対して暴力を用いる団体であるとの印象を与え、原告組合の社会的評価を低下させるものといえる。

10 (16) 投稿 25 の記載を検討すると、「規約上は 20% となっています。が、先日、組合員に 1 円も渡さない（100% ピンハネ）の事例に遭遇しました（原文ママ）」、「当事者の # プレカリアートユニオン組合員は『100 万円で会社に売り渡された！』と怒り」として、原告組合が組合員に支払うべき金銭を全く支払わなかったことを表現するものであり、その主張に係る事項は証拠等をもってその存否を決することが可能であることからすれば、上記表現内容に相当する事実が掲示されているものと認められる。

15 そして、上記掲示事実は、ハッシュタグ (#) を用いて情報の拡散を容易にしていることも踏まえると、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告組合がその規約に反して、組合員が受け取るべき金銭を全額ピンハネしているとの印象を与え、原告組合の社会的評価を低下させるものといえる。

20 (17) 投稿 26 の記載を検討すると、「また、[REDACTED] 事件の無断和解についても [REDACTED] 組合員から直接聞いておりますが、プレカリアートユニオンが和解金 100 万円を受領して本人には無断で和解、そして 1 円も本人に引き渡さずに全額をピンハネというのは明らかにおかしいです。」として、原告組合が組合員に無断で相手方と和解した上で、組合員に支払うべき和解金を全く支払っていないことを表現するものであり、その主張に係る事項は証拠等をもってその存否を決することが可能であることからすれば、

原告組合が組合員に無断で和解し、和解金100万円を受領してこれを当該組合員に支払わなかつたという事実が摘示されているものと認められる。

そして、上記摘示事実は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準とすれば、原告組合が組合員に無断で和解し、本来組合員に交付すべき和解金の支払を組合員に対して全く行っていないとの印象を与え、原告組合の社会的評価を低下させるものといえる。

(18) 投稿27の記載を検討すると、「当組合では、『アルバイトは労働者ではない』『生活保護を受給しているから残業代を払う必要はない』などとして雇用するアルバイトに残業代等を支払わないプレカリアートユニオン（東京都新宿区）に対して、執行委員長を名乗る清水直子氏が代表者の地位にないことの確認を求める総会決議不存在等確認請求事件を提起しただけでなく、あらゆる観??（文字化け）から、プレカリアートユニオンによる非弁活動・貧困ビジネスの実態を解明し、被害者の救済、支援に取り組む方針を探っております。」、「清水直子氏の役員報酬・アメリカ外遊以外の使途といえば、平成30年度の1年間で100万円弱にも及んだ反社会的勢力（※1）への巨額献金です。この反社会的勢力からは、山口組系の暴力団に対して数百万円もの資金が流れていたことが東京高裁と最高裁の上告棄却決定で認定されています。このように、プレカリアートユニオンの収入の8割をも占める拠出金は、間接的に反社会的勢力・暴力団の資金源になっているのであり、プレカリアートユニオンによる、裁判所の判断をも事実上無視した無法な拠出金の取立ては社会問題として喫緊の解決が望まれています。」、「問題は、必ずしも拠出金の使途だけではありません。プレカリアートユニオンでは、当事者の組合員に無断で、あるいは反対を押し切って一方的に和解協定を締結する事例があるこ??（文字化け）も把握しています。団体交渉を口実に職場を破壊し、最後には組合員も裏切って雇用を売り飛ばすかのようなやり方は悪質そのものです。」、「当組合が把握しているプレカリアートユニオ

ンの団体交渉・和解協議先と解決金の額は、次のとおりです。当事者以外の方の情報提供も歓迎します。この表に掲載されてい？？（文字化け）だけでも、プレカリアートユニオンによる非弁活動の被害総額は2億4300万円に上ります。」として、少なくとも、原告組合がアルバイトとして雇用している者に対して残業代を支払わないこと、原告組合への拠出金が間接的に反社会的勢力や暴力団の資金源になっていること、原告組合が組合員に無断で和解協定をするなどの非弁活動を行っていることを表現するものであり、その主張に係る事項は証拠等をもってその存否を決することが可能であることからすれば、上記表現に相当する事実が摘示されているものと認められる。

そして、上記摘示事実は、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準にすれば、原告組合は、雇用しているアルバイトに対して支払うべき賃金を支払っておらず、原告組合に対する拠出金を反社会的勢力に流している上、組合員の意思に反する非弁活動も行っているとの印象を与え、原告組合の社会的評価を低下させるものといえる。

2 爭点(3)について

(1) 事実を摘示しての名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益目的を図ることにあった場合に、摘示された事実が重要な部分について真実であるとの証明があったときには、上記行為には違法性がなく、仮に上記証明がないときにも、行為者において上記事実の重要な部分を真実と信ずるにつき相当な理由があれば、その故意又は過失は否定される（最高裁昭和37年（オ）第817号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和56年（オ）第25号同58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照）。

(2) 被告は、投稿1及び2について、連帯ユニオンは平成29年頃、東京高等裁判所において反社会的な活動を行う集団であると認定されていたところ、

原告組合が、そのような連帶ユニオンの傘下組織である連帶ユニオン近畿トラック支部に計10万円、同じく全日本建設運輸連帶労働組合に計70万円の資金を提供していたことからすれば、原告組合と反社会的勢力との関係が存することが真実である旨信ずるにつき相当な理由があると主張する。

この点、原告組合が、全日本建設運輸連帶労働組合関西地区生コン支部（以下「関西地区生コン支部」という。）に対し、裁判費用のカンパやチラシ配布の協力を依頼していたこと（乙9の1～3），関西地区生コン支部らが原告となり、株式会社宝島社らを被告として提訴した損害賠償等請求事件において、東京高等裁判所が、関西地区生コン支部が反社会的な活動を行うことのある集団であるとの事実について株式会社宝島社らにおいて真実であると信ずるにつき相当な理由があると判決中で説示しており、同判決は、最高裁判所の上告棄却及び上告不受理決定により確定していることがそれぞれ認められる（乙5の1～3）。

しかしながら、上記判決は、関西地区生コン支部が反社会的な活動を行うことのある集団であることを認定したものではなく、飽くまで株式会社宝島社らにおいて当該事実が真実であると信ずるにつき相当な理由がある旨説示したものにすぎず、関西地区生コン支部と連帶ユニオン近畿トラック支部等を直ちに同視し得るか否かも判然としない上、被告らが投稿1及び2を行って際して上記判決に依拠したとは認め難いところであり（弁論の全趣旨）、そのほかに原告らと反社会的勢力との関係を認めるに足りる証拠はないことからすれば、選定者において、上記事実の重要な部分を真実と信ずるにつき相当な理由があるとも認め難い。

(3) 投稿3及び4について、原告組合員であった████████が、同じく組合員であった名倉マミに対し、差別用語を用いて侮蔑的な発言をしたことを認めるに足りる証拠はなく、当該事実が真実であるとは認め難い。

(4) 被告は、投稿5について、選定者が本件投稿1を投稿した直後に被告が襲

われたこと、単独である被告ないしは選定者に対し多数の組合員を抱える原告組合という団体としての強弱の関係性に鑑みると、原告組合が選定者に対し、口封じ又は脅しの目的で対抗措置を講じたと考えることに無理はなく、真実であると信ずるにつき相当な理由がある旨主張する。

6 しかしながら、そもそも選定者が投稿1を投稿した直後に被告が暴漢から暴行を受けたことを認めるに足りる客観的な証拠はない上、仮に暴行を受けていたとしても、その加害者と原告らとの関係を示す証拠の提出は全くないから、選定者において、その摘示事実の重要な部分が真実であると信ずるにつき相当な理由があるとは認め難い。

10 (5) 被告は、投稿7について、近隣で反社会的勢力による暴行傷害事件が発生したことからすれば、あえてそのような不穏な場所に女性組合員を呼び出した上で統制処分を下す原告組合と反社会的勢力との間に何らかの関係性が存すると推測することは自然であるから、その摘示事実が真実であると信ずるにつき相当な理由があると主張する。

15 しかしながら、被告が主張する暴行傷害事件の存在を認めるに足りる証拠はない上、仮に当該事件があったとしても、当該事件と原告組合との関係を認めるに足りる証拠は全くないことからすれば、選定者において、上記事実の重要な部分が真実であると信ずるにつき相当な理由があるとは認め難い。

(6) 被告は、投稿8、9、11及び12について、原告組合と反社会的勢力である団体との関係が存すること、原告組合が治安の悪い地域に立地する雑居ビルに所在する本件会場を組合員への統制処分を行う場所として選んだこと、当該ビルの所有者は台湾薬物マフィアの可能性があることを踏まえると、原告組合が反社会的勢力に何らかの関係があることが真実であると信ずるにつき相当な理由がある旨主張する。

25 しかしながら、前記(2)のとおり、関西地区生コン支部が反社会的な活動を行うことのある集団である事実自体が判決で認定されたものではなく、他に

原告組合と反社会的勢力との関係があることを認めるに足りる証拠がないことからすれば、仮に、報道等に基づき、本件会場の所在するビルの所有者が同姓同名の台湾薬物マフィアと同一人物である可能性があると選定者が判断したとしても、それをもって原告組合が反社会的勢力と関係を有すると断ずることは短絡的といわざるを得ず、選定者において上記事実の重要な部分が真実であると信ずるにつき相当な理由があるとは認め難い。

(7) 被告は、投稿24について、選定者の代表である被告が原告組合のアルバイトとして以前働いていた経験から原告組合の内部事情に精通していることだけでなく、相当の調査を重ねた結果として原告組合内で暴行事件が発生した事実を把握したことから、その摘示事実が真実であると信ずることにつき相当な理由があるなどと主張するが、原告組合内で暴行事件が発生した事実を認めるに足りる証拠はなく、選定者において上記事実の重要な部分が真実であると信ずることにつき相当な理由があるとは認め難い。

(8) 被告は、投稿25及び26について、■が、原告組合から解決金100万円を交付されていないため、原告組合に無視された意向を達成するために選定者に移籍し、改めて不当労働行為に関する救済を東京都労働委員会に申し立てたことからすれば、その摘示事実が真実であると信ずることにつき相当な理由があると主張する。

この点、原告組合の規約22条では、拠出金について、組合員は自己の権利に関わる問題について団体交渉や労働争議等を経て、相手方から名称を問わず解決金が支払われた場合、その2割相当額を組合活動のための基金として原告組合に納入することとしていること（乙1の4）、■が、原告ら及び株式会社■を被申立人として、東京都労働委員会に対して提出した不当労働行為救済申立書において、原告組合が団体行動を止めることなどの対価として同社が原告組合に100万円を支払うことを内容とする和解契約が違法であると主張していること（乙13・13、14頁）、原

告組合が同社との間で和解協定書を締結し、解決金として100万円を受領していること（甲21、弁論の全趣旨）が認められる。

しかしながら、上記和解協定書の前提となる事件関係については明らかでないところ、被告の主張を前提としても、少なくとも、原告組合の規約上、
5 解決金100万円の20%である20万円は組合活動の基金として原告組合に納入することになること、株式会社 [REDACTED] との間の和解協定書の当事者は飽くまで原告組合であり、それにもかかわらず100万円の全額を [REDACTED] が受領できるものとすることにも合理性がないこと（原告組合は、上記解決金は原告組合に対する団体交渉の拒否を理由として原告組合が当事者となった案件に関するものであって [REDACTED] はその当事者ではないと主張しており、これを覆すに足る証拠も何ら提出されていない。）を踏まえると、
10 投稿25及び26で掲示された事実の重要な部分について、選定者においてそれが真実であると信ずることにつき相当な理由があるとまでは認められない。

(9) 投稿27について、上記(8)で認定したとおり、原告組合の規約上、解決金
15 100万円の20%である20万円を組合活動の基金として納入することになること、株式会社 [REDACTED] との間の和解協定書の当事者は飽くまで原告組合であり、100万円の全額を [REDACTED] が受領できるものとすることにも合理性がないことや、少なくとも、原告組合への拠出金が反社会的勢力に対して間接的に渡っているとの掲示事実を認めるに足りる証拠がないことを踏まえると、投稿27に係る掲示事実の重要な部分について、選定者において真実であると信ずることにつき相当な理由があるとは認め難い。
20

(10) 以上によれば、争点(2)について判断するまでもなく、本件各投稿について違法性ないし責任の阻却事由を認めることはできないものというべきである。

3 争点(4)について

25 本件各投稿は、原告らが台湾薬物マフィアや暴力団のような反社会的勢力と関係を有すること（投稿1、2、5、7ないし24及び27），原告組合が差

別を行っていること（投稿3及び4）などその内容が共通している上、その中心となっているものは、選定者の投稿が原因となって被告が暴漢に襲われたことを被告自らの経験として掲示しているもの（投稿8、9、10、12、16及び17）であることからすれば、被告が選定者の他の組合員とツイッターアカウントを共有している可能性があることに鑑みても、いずれも被告が投稿したか、少なくとも選定者の代表者である被告が実質的にその内容を作成した上で投稿させたものと認められるというべきである。

したがって、被告は、本件各投稿について不法行為責任を負う。

4 争点(5)について

(1) 不法行為に基づく損害額

本件各投稿は、上記1での説示のとおり、相当期間にわたって継続的に原告らが反社会的勢力と関係を有することを掲示し、原告組合に関しては、その組合員に支払うべき金銭を支払わないことを多数回にわたって投稿したものであることを考慮すれば、原告らの社会的評価を相当程度低下させるものであり、原告組合においては、組合員との信頼関係を悪化させる可能性も否定できない。他方、上記3のとおりその内容には共通の部分や重複している部分も多く、また、その根拠が薄弱であることは本件各投稿の記載自体から一般の読者にとってもある程度明らかなものが多いということができる。

このような事情に、本件各投稿の投稿内容及び方法（ハッシュタグの利用等）、その他本件に顧れた一切の事情を考慮すれば、原告組合に生じた損害を賠償するための金額を50万円、本件に係る弁護士費用をその1割である5万円、原告清水に生じた損害を賠償するための金額を10万円、本件に係る弁護士費用をその1割である1万円と認めるのが相当である。

(2) 遅延損害金

上記(1)の損害金に対する遅延損害金の起算点としては、本件各投稿は相当期間にわたって継続的に類似する内容が投稿されたものであり、これらが一

5

体となって原告らの社会的評価を低下させて上記損害を生じさせたと認めるのが相当であるから、そのうち最終の投稿日（原告清水について投稿 11 が行われた令和元年 8 月 9 日、原告組合について投稿 27 が行われた令和 2 年 9 月 21 日）とすべきであり、当該起算点を基準として平成 29 年法律第 44 号による改正後の民法所定の年 3 分の割合による支払義務を認めるのが相

当である。

第 4 結論

以上によれば、原告らの請求は、主文第 1 項及び第 2 項の限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

10

東京地方裁判所民事第 15 部

裁判長裁判官

岡田幸人

15

裁判官

植田類

20

裁判官

北島聖也